

第28回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年8月13日（水）13時30分から15時40分

2 開催場所 大津市役所 別館1階 大会議室

3 出席農業委員（17名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（1名）

7番	森元	直紀	委員
----	----	----	----

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（3名）

奥村	明之	委員
中村	清史	委員
山中	一仁	委員

6 説明員（0名）

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 議案第119号 「市議会に提出する大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の改正案」並びに「第26期大津市農業委員会における農地利用最適化推進委員の担当区域」について
 報告第146号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第147号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第148号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第149号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
 報告第150号 農地の転用事実等に関する照会について
 報告第151号 会長職務代理者の順位について

9 事務局

事務局長、事務局次長、主査、主査

10 議事概要

事務局長 それでは、皆さん、定刻となりましたので、第25期第28回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章を斉唱しますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前からの議先番号順となっております。本日は、議席番号12番濱田博之委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は、副会長の輪番制となっております。本日は、北部選出の副会長であります上田雄亮委員にお願いします。この後の進行について、どうぞよろしくお願い申し上げます。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、7番森元直紀委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 < 会長挨拶 >

副 会 長 ありがとうございました。
それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。
会長、よろしくお願いします。

議 長 それでは、日程に従い、始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言に当たっては挙手していただき、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いします。議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

5 番 井上 一夫 委員

6 番 小谷 英利 委員

よろしくお願いします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

お手元のほうに農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備え付けていますので、許可、不許可の判断資料としてご活用してください。

なお、本テキスト、これは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

まず初めに、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らして、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1、No.2の北小松、及びNo.3の南小松につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委 員 まず、No.1です。本件は、7月26日に譲受人と推進委員、そして私の3名で現地調査をいたしました。譲受人は、現在〇〇にお住まいですが、かねてより農業に強い関心をお持ちで、〇〇に義理のお父さんがお住まいなんですが、そのお父さんと一緒に適当な農地を探しておられたところ、〇〇の空き

家と農地を気に入られ、購入して移住することにされたものでございます。

譲受人は、それまで農業経験はないものの、先ほど申し上げた義理のお父さんは30年の経験をお持ちで、地元農業者の支援も受けながら営農をされる計画をされてます。また、トラクターとか田植え機、コンバイン等々の大型機械はリースで借りられる計画をされています。なお、次のNo.2の申請が許可され次第、〇〇から〇〇に移住され、仕事も〇〇に転職をされるご予定をされてます。

それでは、No.1の農地をご説明いたします。

ページ3の写真をご覧いただきたいのですが、この農地は、先ほど事務局からもご説明がありましたが、移住予定の家の隣にございまして、今日まで地元農業者が耕作を続けている畑です。ご覧のとおり、農地として何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議をいただきたいと思います。

続きまして、No.2ですが、譲渡人が所有する家、田畑を一括して購入してほしいという希望をされ、不耕作地も含めて購入をされるものでございます。

以下、順番に農地のご説明をいたします。

ページ7の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、続いてページ8の〇〇は現在不耕作地でございますが、ページ11の復元計画書のとおり、ユンボ等を借り受けて畑に復元をされるご予定です。

また、ページ8の下段、〇〇は現在まで地元農業者が耕作を続けており、大型農業機械を借り受けて耕作をされる計画です。

続いて、ページ9の〇〇は、No.1の申請でご説明しました畑を一体的に使用されており、現状のまま使用を継続されるご予定です。

以上のとおり、譲受人は旺盛な営農意欲をお持ちで、農地への復元計画もお持ちで、営農計画も堅実、北小松の農業にも貢献されるものでございますので、本申請をよろしくご承認をいただきたいなというふうに存じます。

次に、No.3ですが、これは7月10日に譲渡人と譲受人、そして推進委員と私とで立会い調査をいたしました。

本件は、譲渡人が遺産相続で本農地を相続されたものの、この農地はかねてから譲受人親子が耕作を続けておられ、譲渡人の住所が〇〇と遠方であるということもあって、譲受人に無償譲渡をするとされたものでございます。

譲受人親子が畑として耕作を続けておられ、農地の状況、営農意欲、営農能力、あるいは経験等に全く問題がないと考えます。よって、本件申請についてもよろしくご承認をいただきたく存じます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.4の八屋戸につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

この案件ですが、若い方が〇〇㎡の農地を買って耕したいということで、どんな方かと楽しみに7月20日に推進委員と立ち会いました。

まず、私らの近くはまだ圃場整備されてない田が多くて、そんなところを誰が買うて耕すんかと思ったんですけど、現にこのページ、この春からもうやっていると言うんです。

写真のとおり、これを春から実際に耕しまして、それで売った方に聞いたら、休耕地にしてたと。それをトラクターを春、早うから入れて、1回では起こせんような、根こそぎ、大変苦労してやっと思ったということで感心しました。まったく農業のご経験がない方で農機具は中古で買いましたと。コンバインからトラクター、田植え機など、みんな揃えたと言うて。一方で市外で〇〇をやっておられたと。ほんで、従業員が何か四、五人おられて、皆応援に来て一緒に耕して、すごいバイタリティーの方やなと思ひまして、ここじゃなくても他にもいっぱい農地ありますがなと言ひましたが、〇〇は圃場整備をされた田は売ってくれへんのやて。すると、〇〇地区に住んでいる友達がおられ、やってもらふ息子もいない、相続する者もいないということで、甥の友達が譲受人で、そんならその農地を買って耕すと。

耕すといつても、地元で〇〇とか〇〇、〇〇もありますし、その辺との付き合いも、実際大変ですよと。共同活動もありますし。だから、その辺も重々承知ですかと。いや、ただもう水が勝手に流れてきてるし、ここで耕したらええだけやと聞いてると。まあ素人ですわ。どういう状況で農業を皆さんが守っておられるか分からないと。

これはえらいことやということで、また売主に聞きに行つたんですよ。どこまで説明されてますかというて。いや、もう買ってくれたらありがたいもんやと。これもまた困つたもんやということで、〇〇や〇〇に電話したら、いや、そういう話は何も聞いてないと。

それで、また譲受人に電話したんです。組合との付き合いもありますが、どこまで話をされましたかと言うたら、そういうことはちゃんとさせてもらうと。もう一度売主の方と近々話をすると。二、三日前に電話させてもらうたら、もう一度売主の方と地元の〇〇の付き合い方を伺つて、どういうふうに農業をしたらいいかとかということをも説明を受けて、ちゃんとそれに沿つてやりますとおっしゃつてたんで、間違いないかと。

譲受人にそんなもん、そんな土地まで買うて耕すんやと言うたら、旅館とかホテルの知り合いがいて、米を買いたいんやと聞いてるんで、取れたものはそういうところに納める予定ですよということでした。

今年はハナエチゼンを作つたとのことで見に行つたら、ええ色になってまして、来週にはもう刈る予定で構えてるんですわ。まだカントリーも受け取ってくれへんし、乾燥する場所もないし、どうしたもんやろと言うて、困つたらまた相談を受けますよと言つたんですけどね。

ほんまに、まだ粗削りの段階で。写真のとおり、畔から2mほどのところを起こして、2mほど、ざあっと外周が空いてるんですわ。真ん中だけ耕し

て。大変、何で、もったいない、端までやれよと言うたら、いや、まだそこまで技術がないんで真ん中だけ起こしましたって。それぐらい、大変面白いというか、まるっきり知らないから、こういうことができるのかなと思っています。この辺は水持ちが悪いんで、水を入れっ放しにしていることもありましたわ。その辺も徐々に勉強されると思うんですけど。

そういうことで、今まだ進行中です。売主と買主の、地元の組合との掛け合いをちゃんとしていただきたいということを進めてます。私もその話がこれからどうなるかはまた確認して、フォローもしたいと思っています。どうか、こういう若い方が農業に入るとい、また大変ええ話ではないかと思うので、皆さんご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.5の伊香立向在地町、伊香立下在地町及びNo.6の伊香立生津町につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委員 まず、No.5の農地に関してですが、7月28日に私と推進委員、そして申請人兼譲受人の〇〇さんのほうで立会いを行いました。

伊香立の向在地町のほうの農地なんですが、こちらは26ページの写真でいきますと、右側の農地となります。

こちらの農地に関してなんですが、昨年度の遊休農地調査の際には雑草が生い茂ってて、これをどうするかというような悩ましい状態の農地だったんですけども、今回立会いに行きますと、もう既に草が刈られてまして、畑として、こちらは果樹を栽培されるという予定でお聞きいたしました。そちらに向けて準備を進められてるような状況ではありました。もう既に譲渡人の方が以前植えられましたイチジクと、あとはもう一個果樹が植わってまして、そちらも実っているような状況でございましたので、そこにさらに柿と栗を足すというようにお話をされてました。既に草は刈られておりまして、以前の遊休農地調査の際に確認させていただいた農地とは見違えるほど使いやすいような状況にはなっていたかなと感じました。

続きまして、伊香立の下在地町のほうです。

こちらのほうが、26ページの写真でいきますと、左側になります。ちょっと分かりにくいんですけども、もう既に畑として利用されておりまして、草等もちゃんと管理されてました。見に行った際にはサツマイモが植わっておりまして、こちらもう畑として使われる分には全然問題がないように感じましたので、こちら、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、No.6の伊香立生津町です。

こちら7月28日に私、そして推進委員、申請人の方と譲受人の父親の方と立会いを行わせていただきました。

こちら、30ページの写真を見ていただくと、草が生い茂ってるように思う

んですが、実際、木とかは生えておりませんで、父親のほうに確認しましたところ、草を刈ったら使えると。一応去年の秋は使ってたということで、確かに木等は生えておりませんでした。セイタカアワダチソウは生えておりましたので、草さえ刈れば耕作には問題ないように感じました。

29ページの地図を見ていただきますと、該当農地の両サイド、こちらにも農地がありまして、これ、ちゃんと境界がありまして、その区別といいますか、今回この農地と両サイドの農地に関する区域というのはちゃんと分かるようにはなっておりましたので、今回ここを耕作されることで、この辺の農地一帯がきれいに畑として使われるんじゃないかと感じております。

こちらの譲受人の方なんですけども、住所は〇〇のほうになるんですが、こちらの農地のすぐそば、歩いて2分ほどのところに実家があり、そこから農機具等の出し入れをしながら耕作を行うということで、こちらも問題ないようには感じました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
 今までの中で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 教えていただきたいんですけど、復元計画の紙を出すか出さないかはど
ういうところで判断をされてるんでしょうか。あるのとないのと、写真だけ
では分からないようなことがあるんで。

事務局 復元計画を出していただくかどうかの境目が、1年以上何もせずにほった
らかしの状態のような場合は復元計画を求めています。聞き取りですぐに
草を刈れば農地として使えるというふうに先方がおっしゃった場合はそれを
信じて、その場合であれば復元計画までは求めていない。基本、原野化して
しまってるような、あとは山林はあまりないんですが、ほぼほぼ原野に近い
ような状態の場合は当然もらっていきますし、先ほど1年という、一応区切
りでもって、先方との聞き取りで判断をしているところでございます。
以上でございます。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

委員 今八屋戸の〇〇委員の案件で、もう既に田植されて、写真もこのように整
備しているところが写ってるんですけども、21ページの計画では9月から草
刈りっていうスタートになってますが、この点は早めに、事前にやられると
いう熱意は分かるんですけども、実際は農転が下りてから着工というのが原
則であって、特に農転でも田んぼから宅地の場合はよく事前着工というのがあ

ったんですけど、この辺はもう大目に見てもよろしいんですかね。

委 員 今のなんですけど、当人は借りるつもりでやりましたとおっしゃってまして、んで春は耕して田植をしましたと言っておりました。
以上です。

事 務 局 初め、この写真を持ってこられて、いやいや、もうやっておられますがなという話をさせていただいて、3条なり農林水産課の貸し借りなりということでご案内したところ、もう譲渡人が高齢でできないということで、使うんやったら使えということで、依頼されてやってるということでしたので、そこは闇小作とは一線を画すのかなというふうに判断して、今回のこの計画の草刈りというところなんですけれども、今位置図等で申しますと、20ページをご覧くださいきたいんですが、5番、こちらがまだ、この写真でいくとそんなに草が生えていないと思うんですけども、現地を見ると、今はもう草が若干繁茂してるような状況で、ここの部分を指しているというところで、すいません、書き方がちょっと分かりにくくて、ここの草刈りというのは5番の、これから復元していく該当部分になります。

次回からはもっと分かりやすく書くように、こちらのほうで指導させていただきます。大変失礼しました。

以上でございます。

委 員 今の20ページ5番ですけど、春から何枚か耕して、この1枚だけが残った、追いつかなかったということで1枚残ったと。必ずここも起こして、この秋にまた始めますとのことで、それはまた年が明けて現地を確認します。

議 長 よろしいですか。

委 員 若い方にどんどんやっていただきたいのはやまやまなんですけれども、計画表には令和7年5月からスタートっていうふうになってますので、この辺とかは窓口で事前にやっていただくということに関しては、これを訂正されるなり、もっともっと積極的にやってほしい。そうでないと後継者がいないので、なかなかこういう方、今後もっともっとこういう方が出てほしいと思っていますんで、応援してください。お願いします。

議 長 ほか、ございませんか。

委 員 今の〇〇委員のところの新規就農の方、大変貴重な方なんですけども、私、〇〇をさせてもらってる関係で、地域計画との兼ね合いがありますでしょう。今、この人、新規就農の方、大変貴重な方なんやけども、〇〇にもならへんというようなことで、ある程度地域と協力しながらやっていかはると思

うんやけども、〇〇委員のとも地域計画を今出されてますわな。この八屋戸。その点の兼ね合いはどうなんですかね。

委員 別の地区は地域計画を出して、ちゃんと農地を守るということで、そういう整理をされてるんで出してるんですけど、この地区は地域計画は何も出されてないし、何の補助ももらってないんで、そういうことはされてない地域なんですよ。

委員 分かりました。地域計画から除外されたと。
そうすると、一番ラッキーなケースやね。要するに人が手を出さへん。地域計画、外してるところを購入してやっていこうという方やね。

委員 はい、そういうことで、ありがたいことです。農繁期、そこ、一人で大変やでと言うたら、いや、従業員が4、5人ほどいるから、田植と秋はそれで応援するねんということで。

委員 分かりました。そういう方がどんどん出てきはったらええのにね。

委員 ええんですわ。貴重なんです。ほんまに受けた感じ、バイタリティーの感じで。ちょうど〇〇委員、あんな雰囲気ですわ。
そして自営業、経営者ですから、一定の常識を持っておられるような方でした。

委員 継続されると祈ってます。

議長 ありがとうございます。
ほか、ございませんか。

委員 それで、その方が認定農業者にどうやということで、事務局のほうにお伺いしたいんですけど、認定農業者のことも考えておられます。その場合、どこの地区の認定農業者になるのか。

委員 農林水産課に行かれて、新規就農者から営農計画を出されて、それで審議会承認されればオーケーなんですけど。

委員 お住まいは市内の別の地区なんです。〇〇に朝、夕帰りしなに水を見ていて帰っておられます。

委員 窓口は今〇〇委員が言ったように農林水産課が窓口です。ある程度条件がありますんで、一遍そこへ話をしてもろうて、認定農業者になれるか、なれ

へんか。それは今おっしゃったように、農政審議会で審議しますので。

委 員 すごいハードル高いねん。

委 員 収益が何ぼかっていう話もあって、もうからへんと。それは農林水産課に1回頼んでもらうて、相談してもらったらどうですか。

事 務 局 また事務局のほうからも先方にご案内差し上げるようにします。

委 員 この新規就農者さんを支援するっていうのも農業委員会の目的であると思うんで、これ、全くの素人の方がハナエチゼンを作られてるっていうので、農薬やら云々かんぬんも制約されてる中で、この写真、19ページの4番目とかを見てますと、かなり草が生えとって、しかもこれ、あぜがないので、水がだだ漏れで、もう除草剤が効いてへんのやろなって。

委 員 だだ漏れです。入れっ放しで、入り口はあるんやけど、奥のほうは水がたまってるんですよ。

委 員 その辺もって何らか指導して差し上げたらどうかなと。

委 員 だから、譲渡人がある程度また教えてはるとは言っておられましたけどもね。もう高齢やから、自分ができないんで。

委 員 よろしくをお願いします。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 以上、でしたら、出尽くしたようですので、これからお諮りします。
No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第116号 No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりました。それでは、7月25日に実施していただきました現地調査、これについて一日立会委員に調査をしていただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 今言われましたように7月25日、南比良なんですけど、地元委員、推進委員と調査士さんで立ち会ってきました。

この顛末案件で60年から70年前に造成されてるということと、前の公道が家の中に入る通路のところが畑の周りということで、整備されて、長年生活もされてるし、問題もないと思います。排水溝等も現状の生活をされてますので、問題ありませんでしたので、今言われますように、顛末案件で地目変更の整理のためだと思います。特に問題等ないと思いますけど、審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
 No.1 の南比良及びNo.2 の荒川につきまして、地元委員より一括してご意見を
 をお願いいたします。

委 員 すいません、2 件目のほうも、すいません、言い忘れましたので。よろし
 いですか。

議 長 どうぞ。

委 員 この件の顛末案件で、地元委員と推進委員、代理人で立ち会いました。
 これももう長年生活されてますし、屋敷の半分が畑のままということで整
 理されるので、転用されるんです。これも1 件目と一緒にもう長年生活され
 てるので、特に問題ないと思います。
 以上です。

議 長 ありがとうございました。
 では、地元委員よろしくお願いいたします。

委 員 一日立会ということで私、地元委員と推進委員と立ち会いまして。
 旧市街地はよくあるんですわ。農地であるのに手続きをせずそのままにさ
 れてるところは多々あるんですね。そういうことで、ちゃんとかういうふうに
 申請されて、書面上されるということで、2 件とも顛末案件で処理されて、
 問題ないかと思しますので、どうかご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。
 何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、お諮りさせていただきます。
 No.1 につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第117号 農地法第4 条第1 項の規定による許可申
 請No.1 は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.2 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第117号 No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
それでは、7月25日に実施していただきました現地調査について、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 これも今言われたように、7月25日、地元委員、推進委員、〇〇の代表者、〇〇、以上で立ち会いました。

以前からここは〇〇さんが耕作されてたようです。東側に〇〇の田んぼがありまして、ここへ雨水を流すということだったんですけど、〇〇からちょっとこっちのほうへ流さんとけということで、今事務局が言われましたように、北側に大幅にルートを変えたということを聞いております。

それと、今言いましたように、芋の、干し芋ということで、処理と貯蔵庫等が立つようなんですけど、確認してた中で、芋を洗浄するのっちゃうんかと、ほたら水もよう出てるのっちゃうかということなんですけど、〇〇さん、別の地区にこういう施設を持ってて、そちらで芋の洗浄をしますと。ここは加工と貯蔵をする施設ですということです。

北側には田んぼらしきものがあるんですけど、これも〇〇さんが耕作するということで聞いてますので、特に大きな問題はないと思うんですけど、近隣地区には、家や団地がたくさん建ってます。その一角にちょっとこういう土地が残ってたというんですけど、引き続いて〇〇さんが土地を借りて管理するということで聞いております。

特に大きな問題等はないですけど、念のために近隣の住民さんが何か苦情などありますかと言うたら、騒音のことを聞いてますけど、これも何か検討していますということで回答が来てます。

特に大きな問題はないと思いますので、審議のほうをよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いいたします。
No.1の桐生三丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします

す。

委 員

ほとんど事務局と一日立会委員がおっしゃいましたが。

7月25日午後に、私と、それから一日立会委員、それから推進委員と事務局、それから開発に伴いますので、〇〇の代表者、〇〇の、ここの担当やと思うんですけど、工場長が現地で立会いをしました。

この〇〇は、ここも含めて周辺地区で〇ha以上の農地を借りて営農してる。大津市の認定農業者でもあるということから、この農地転用については農業施設をやるということで、久しぶりになかなかなかった農地転用だなというふうに感じて現地で立会いさせていただきました。

今現在、〇〇を見てますと、水稻と芋畑、カンショですね、サツマイモなんですけど、これを2対1ぐらいの割合で、芋畑を3分の1ぐらいをやっているという状況で、これに関わる施設をここに建てたいということで、中身を見てますと、最初はカンショの洗浄とかということが説明書きに書いてあったので、そういう作業をどうされるかということにはちょっと疑問になりながら現地で立会いさせていただきました。

ここは建築物が今回建ちますので、開発に係ると。開発の手続をやってもらうということで、造成工事等については開発行為で別途審査もされるということと考えまして、私は特に水関係について質問をさせていただきました。ここに関わる汚水とか、カンショの洗浄とかがあったので、そういうものはどうするのかと言いますと、水道を引いて下水道に流すと。もともと農振地域という見方をしてあったと思うんですけど、下水道の処理区域ではなかったんですが、処理区域に入れて下水道に汚れた水は流すと。雨水については、浸透のできるそういう造成をして、雨水の抑制をして、最初は東側の桐生の〇〇に流す予定やったんですが、それは拒否されたので、その横にある道路側溝にその排水を持っていく。ですから、水処理については雨水は道路側溝に流して、〇〇には持っていかない。汚水については水道を引いて、汚い水については下水道で排水をするということでしたので、特に水については問題ないというふうに考えております。

全て借地ということで処理をされるということですし、奥側、残った1筆の田んぼも〇〇がもともと借りてたところということもありますので、周辺の農地に関しては特に問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問ございますか、どうですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、これをお諮りさせていただきます。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第118号No.1は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聞くことに決定いたします。

続きまして、議案第119号 市議会に提出する大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の改正案並びに第26期大津市農業委員会における農地利用最適化推進委員の担当区域についてを議題とさせていただきます。

本議案は、令和7年7月11日に開催されました第26回の定例総会で前会長からご説明いただいたとおり、定数検討会で決定した議案であります。

それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
これについてご意見、ご質問等賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

委 員 このことについてはもう発言は控えようかなと思ってたんですけど、私の思いを改めて皆さん方にお話をさせていただきたいんですが、そもそも農地利用最適化推進委員というのは、主に現場をよく見ていただいて、それを地域の農業委員さんと共に情報の共有をしたりとかをする、そういうことで、要は現場をよく見ていただくんです。それも細かく見ていただくという、そういうお立場かなと思ってらるわけでございます。

そういう細かく丁寧に見たり、情報を共有しようと思しますと、できるだけマンパワーというか、人の数というものが大事になってくるかなと思います。24人から20人に減らそうということになりますと、ざっくりと言うと20%近くの削減になるんで、私としては、前から時々発言をさせていただいてますけども、できるだけ多くの人を、それも合理的な理由を整えて、してはどうかなと。

つまり、前回もありましたけども、面積当たり、100ha当たり1人という、そういう選定基準があって、面積については、前も3つあるというお話があったと思うんですけど、国の調査とか、あるいは農業委員会が持ってる農家台帳の面積だったりとか、あるいは法務局が持ってる地目、農地の面積でいくと、それぞれ100ha当たりの人数が変わってくるわけですが、できるだけたくさんの人に関わっていただくことが大事かなというふうに思ってるわけでございます。

そうは言いながらも、地域によっては推進委員さんの成り手がないとか、お願いするのが非常に難しいという、そういうそれぞれの地域の事情があるというふうに思いますけども、全体の話として、多くの人に関わっていただくというのが大事かなと。

例えばの話ですけども、法務局の持ってる農地面積の地目でいうと、28人になったというふうに思うんですが、記憶を間違えてたら申し訳ないんですけど、条例を例えば28人以内とかというふうに上限を設定して、そしてそれをうまく運用していったらどうかなという思いがあるわけです。

申し上げたいことは、できるだけたくさんの人を合理的に確保するというのを考えたらどうかなと、そういう思いでございます。よろしくお願いいたします。

議長 よろしいですか。
ほかにございませんか。

委員 今〇〇委員がおっしゃっていただいた、そのとおりやと思います。私も推進委員さんっていうのは農業委員と共に現場の調整役となっていて、いろいろと動いていただく我々のメンバーを一人でも多くの方々に協力していただきながら運営のほうをしていきたいと思っております。

もうこれ、検討委員会を何回も開いていただいて、検討委員さんには申し訳ないんですけど、事務局にお聞きしたいんですけど、検討委員会を開かれる中で、頭から4人を減らさなアカンっていうことから検討委員会を始められたと思うんですけど、その4人を減らさないといけない理由っていうのは何でしょう。お聞かせいただきたいです。

事務局長 まずもって、人数を減らすというのは、私も引き継いだ時点で何で減らさなアカンのかということを考えてました。国が公表した面積でいくのが一番説明がしやすく、説明を受けておりますし、私もそう思っておりますので、そういう話をさせていただきました。そういったことで、まず人数を減らすことは本意ではないんですけども、私としては。ただ、一番説明しやすい人数で、これまでも改正ごとに、本当は3年ごとにこういったことを検討しなければいけなかったということも後で分かって、そういったことで公表した数字では4名減るという形になりましたので、それで検討会にお諮りさせていただいたという次第でございます。

減らしたいばかりの思いではないということだけは、皆さんにご承知おきいただきたいと思います。人数を減らしますと、職員でもそうですけども、やはり抵抗感があります。例えば、この農業委員会事務局から職員を1人減らせと言われまして、私は多分反対します。それと同じです。それでもいろんな理由を探しましたが、これが最良であると。完璧ではないですけども、一番説明がしやすいというふうに思ったので、この形で検討会の

ほうに諮らせていただいた次第でございます。

以上です。

議 長 ○○委員、どうですか。

委 員 それでは、前回の総会に提示していただいた農地面積の資料がいろいろあったと思うんです。それを取っていただくと、さっきも○○委員がおっしゃったみたいに28人まで持っていけるやんっていう面積がありました。それを大津市が、この面積を基にして定数を決めておりますっていうルールづけをしていただければ、28名まで持っていけるんじゃないかと。ただ、地域性によっては推進委員の成り手がいないとか、いろいろとあると思いますので、今の現状の24名の方々と円滑にこの農業委員会の組織運営ができてると僕は思っておりますので、24名の定数のまんま次回の第26期でしたっけ。

この定数のままでしていただければ、わざわざこんな条例の改正の審議を取らなくてもいいんじゃないかなっていうふうに思うんですが、会長、いかがでしょう。

議 長 このままでいけば、確かに審議はする必要はありません。おっしゃるとおりでございます。それについては、最適化推進委員の人数に対して皆さんのご意見を最終ここで、最終になるかとは思いますが、いろいろ○○委員が言っていたことや、○○委員がおっしゃっておられたことも全て踏まえて審議をしていただき。最終的に今現状の数でいくにしろ、減らすにしろ、それはこの中で決定していただいた農業委員さんの総意でございますので、それでもって諮らせてもらいたい。

ただ、私も今の人数を考える中の会議に入らせてもらってましたけど、個人的なことを申し上げますと、数字のほうがある程度なってきたかと、それと各地区の農業委員さんの、これは個人的なあれですけども、お話とかご意見というのはどこまで吸い上げられてきたかというのは、ちょっと分からへんかなというのが反省をしとる次第でございます。

一応議案として出ておりますので、これについてどうされるかというのは、最終のここにおいで農業委員さんの判断でございますので、それでもって、最終、減ることに賛成していただければ、これについてはもう○○委員、申し訳ございませんが、○○委員もそうですけど、言っていたいた方、まだこれからほかに、もし、すみません、言うていただけの方があるんですしたらお聞きさせてもらいますけども、最終的にはこの場で審議というか、決をとらんといきませんのんで、それまでに、すみません、もしまだ思いを持っておられるんですしたら、ご発言お願いいたします。言うといったらよかったなというのは、せっかくこの場に来ていただいて、貴重なお時間を費やすわけですから、ご発言なり、お願いしたいと思います。

委 員 推進委員さんができたときに、24人という人数はどこから出てきたんですか。そのときの農地面積とか、その辺で出てきてるはずなんですけど、今回農地面積が減ってきてるということで、減らさなあかんというふうに私は聞いてたと思うんですけど、その辺は分かりますか。

事務局長 法律は変わっておりませんので、当時のときから。農地面積で算定されとるというように思います。ただ、そのときの取った数字がどうかというのは、今のところ私は分らないです。

委 員 資料として定例総会でもお預かりしましたけど、6年前ですか。設定された、24名という、6年前のことから思ったら、農地面積はかなり減ってるように思うんですけども、毎回定例総会で農地がなくなっていくというのは事実ですわ。だから、その辺が頂いた資料に反映されて、そのときの24人から20人にせいというふうに聞いたと思うんですけど、その辺のことはどういうふうになってますかね。その辺、事務局のほう、途中で局長も次長も替わってはるので、引継ぎがうまいことできてないっていう部分が、ちょっと私は引っかかっているんですけど、取りあえず局長やらが替わらはる前にはこういう感じでできますよという説明を受けたと思うんです、役員が。それを引き継ぎますということで引き継がれて、その話をさせてもらったと思うんですけど、その辺の、もともと、何か話の内容が大分違うように思うんですけど、今の事務局としてはどうですかね。

事務局長 公表された数字で計算するというのは、前回の次長さん、前の局長のお二人からの引継ぎ事項でございます。農地面積を計算するには、様々な取り方がありますよというふうに説明を受けました。その中で一番説明しやすい数字、国が公表してる面積、それで計算するよというふうに引継ぎを受けております。

委 員 それから24名という、その当時やね。

事務局長 そこまで私は聞いてないです。すいません。

委 員 それに合わせてあるということですよね。

事務局長 すいません、何年か前の数字がどうであるかというのは聞き及んでおりません。調べたら分かりますけど。

事 務 局 事務局ですけれども、農業委員については、本来19人のところ、18人になってます。それは地区に合わせた形でそのときに考えられたということで、それに張りつける推進委員さんの人数も地区割りの関係で、面積もそうです

けれども、そうなったと聞いております。

蛇足になるかもしれませんが、先ほど委員がおっしゃったように、推進委員と農業委員が減るということは、本来今の人数でやっていて、それは農業者さん全体の利益のためにうまく機能してるんですけれども、減るというのは、その分だけデメリットがあるというのは分かります。もちろん我々もスタートの時点から減らしていかなあかんというよりも、むしろ何で減らさなあかんのか、そこから考えました。そのときに農林水産省の公表してる数字というのがあります。〇〇委員がおっしゃるように、うまいこと調整を図って、農業者のデメリットにならないようにするというのというのは一つ的手段かもしれませんが、我々としたら、そういう意図的な操作っていうのではなくて、誰もが納得する数字を採用しないといけないというのが一つあります。これはどなたに言っても、それは仕方ないなというようなそういう数字でないと、逆にならんと、透明性、公平性という観点からそういう数字のほうの方が妥当ではないかということでご提案をさせていただき、検討委員会4回とブロック別の会議とか、総会でのお話とか、こういう流れの中で決まっていたものでございますので、透明性とか公平性の観点におくと、どうしても農林水産省の公表してるデータというのが妥当なところになってくると。

確かに減らすと農業者さんにとってはデメリットがある、これはもう仕方がないことなのかなと思います。たくさんいらっしゃったら、相談してあったり、農地を見守っていただいたり、そういう目が減るんですから、そういうデメリットはあるんですけれども、一方で公平性とか透明性、誰が考えてももうそれはしゃあないなというところを歩んでいくっていうのが一つ大切な部分かなとも思いますので、そのところをいろいろとご審議いただきたいなと思います。

委員

私も検討委員会から参加させてもらってて、今回の推進委員の定数が減るということは非常に大きい問題やと認識してまして、まず局長がおっしゃった24名という数字、大分前の数字やと思います。それから、局長が替わる前の時点で、1回素通りしてるっていうのか、見直しができてなかった。それがあったから、24に対して20という数字がかなり大きな数字、減る数字になったと思うんですけど、その間、段階的にもし減らしたら、いきなり20という数字は出てない、出さなくてもいいっていうふうに思います。

それと、公的根拠というのが、政令で定める基準に従って条例で決めるっていうふうに、政令は100haに1人っていう基準を設けてます。それと、基になる面積、これが一番、幾つか例が出てたんですけど、最初は農林業センサスですか、それはアンケート調査やから、さほど正確ではないんですよ、それほど。次に農林水産省の、これは耕地面積、耕してる面積を基準にして、〇〇も使ってますし、再生協議会もそれを基に減反政策とか、ずっと過去やってきました。

先ほど出とった課税農地は検討委員会に出てました。それは2,135ha、そ

れと登記簿上の法務局が把握しているのは、一番大きい2,855ha、これでいくと28名になるんです。ただ、そこで私たちが日頃パトロールとか、いろんな農転とかに立ち会ってる、その業務の内容については、耕作面積よりも範囲が広いと。私、前回農転で畑を山林にするっていうのがあったんです。それは登記簿を地目変更して、山林にすれば相続税の評価が安くなるということ。これは農地よりも、耕地面積ではなく、法務局が把握してると思うんです。そこまで立ち入らなければならないという業務も我々はあるんですよ、実際。

ですから、拡大解釈をすると、条例で2,855haを基準にして決めるべきやないかなという、検討委員会の中では異論になるんやけども、反対になるんやけども、そういう経過で来て、今も苦渋の選択になってるんですけど、内心。検討委員会を設けたというのはかなりの意義があったと思うんですけども、普通検討委員会というのは、前回も意見交換会のときに、新しい役員さんに替わるときに、もう時間がないので、隣の部屋で検討委員会でご指名させてもらったというような経過もあったんですけども、今回は4月に出て、それから今回8月ですね。かなりの時間があって、検討委員会だけじゃなくて、全体会議に持ってきてスタートしても差し支えなかったかなというふうにも思うんですけど。そうするといろんな方から意見が出て、ほんとで結論も、その結果、最終的に出ると思うんです。

今回、検討委員会の話では、今申しました政令で定める基準というのが基になって、今条例のほうは詳しくは分からないけども、担当区域別に決めるというのは、これは公平に検討委員会の中でも決めたんだけど、最終的には市議会を通らんわけですよ。ですから、農家だけでなく、市民全体の方の賛同を得るような最終結論にしんことには農業委員の立場上、いろいろなことを勘案しても、今回の問題は先々の我々の仕事に携わる者にとっては重大なことですし、慎重に決めていただきたい、もうそれだけです。すいません、失礼しました。

議長 ありがとうございます。

議案として事務局のほうから出とるわけですけども。一応議案として出ておりますので、これからまだ、すみません、私が誘導発言するのもしかなもんかなとは思いますが、今までお聞きいただいた意見を基に、最後、決を取らせていただきたいと思います。

委員 今各委員のお話を聞いてると、どうも反対を言う意見が多いというように見受けられたんですけど、もしもこれが否決されたらどうなるんでしょうか。ですから、今のいろんな意見できちっと判断せいと言われてもなかなか判断しづらい考えになってきましたんで、これでもしも否決された場合においてはどうなるんですか。そこだけ教えといていただけませんか。

事務局長

最終的には皆様のご判断、ここが一番、最高議決機関ですので、ご判断と
思うております。いろいろご意見いただきましたけども、4回の検討会を開
催いただいて、その結果は、私は重い判断だと思ってます。それで今回、例
えば皆さんが反対やということであれば、大変申し訳ございませんけども、
検討会のメンバーにもう一度、例えば今日終わったらすぐお集まりいただき
まして、総括をしていただいて、今後どうしていくのかというのを、私が決
めることはできませんので、ご議論いただく。それで、例えばこの検討会メ
ンバーで答えが出ないということであれば、例えば検討会のメンバーを入れ
替えるとかして、もう一度ご議論いただいて、最終的にどうするか次の総会
で決めていただくということになります。その次の総会がもうぎりぎりとい
うことになります。手順としてはそういう形です。

ですので、例えば今回の案について可決か否決か分からないんですけど、
皆様のお考えでお決めいただきます。私、新米の事務局長として皆様のご
意見をうまく吸い上げさせていただくことができなかったのは、すごく反
省するところではございますけども、手順としては検討会で決めていただい
たことではございますので、検討委員会でもう一度お話しいただいて、検討会
の中で、いや、もうメンバーを替えてやりなさいということになるのか、議
案として出さないでおこうかということになるのか。ただ、そうなった場合
に、今後定数をどうするのかというのは、またどこかで、私も事務局とし
ては一生懸命考えさせていただきますけども、どこかでご判断いただくとい
うことになると思います。

そのリミットが、もし定数を変えるのであれば、9月が本当にリミットで
す。それ以降はできないということではございます。例えば24人のままでいく
という判断になれば、それはそれでどういう理屈ですのかというのは、そ
れは事務局のほうで考えさせていただきます、もちろん。ただ、そうなった
ときにどこからつかかれても、ちゃんと説明ができるようにしていかなけれ
ばいけないということになります。

以上でございます。

委 員

参考として皆さん方にご案内をしたいと思いますが、私もこのことは
非常に気になってましたので、全国農業委員会の職員協議会というのがある
らしくて、そこの資料を見てましたら、私、さっき上限とかという話もしま
したけども、上限の設定のことについて問答集に書いてありました。それを
読みますと、まず別紙のほうですけど、農業委員と推進委員の定数について
上限または下限を定めてよいかということについて、アンサーについては、
どちらも望ましくはありませんが、最終的には市町村の判断事項であり、定
められないということはありませんと、こう書いてある。

その解説の中に、条例で委員定数を定める趣旨が議会において当該市町村
の状況、つまり農業委員会の業務量であったり、財政負担の状況等を踏まえ
て適切な委員数を定めることであるという定義に鑑みれば、条例において上

限や下限を定めるものは適当ではありませんが、定数条例では上限または下限のみを定めて、個別の委員任命のときに議会同意について委員数が適切であるかどうかも含めて、議会として判断するというのであれば差し支えないと考えますと、こう書いてあるんです。

つまり、望ましくはないけれども、それをきちっと議会のほうで判断をしてもらえる、そういうものをどこかで示すことができればそれはそれでいいというふうに私は理解をしてるんですけども。ですから、〇〇委員もさっきおっしゃいましたけども、最大では28人です。つまり規模からいうと28人までいけるということですから、例えば28人以内というふうにしといて、そして実際に委員さんが替わるといいますか、議会に同意を求めることになりま。推進委員さんについては議会の同意は要らないんですけども、そのときに、工夫しながら、議会に報告をするというような形を取って、例えば20人ではなく、24名であったりとか、28名以内の中で妥当な数字を議会のほうに報告をし、そこで了解をもらえば、透明性というのは一定担保できるのかなというふうに私は思ってるんですよ。

ですから、そういう工夫はしなきゃいけないですけども、そういうことも一遍考えていただいたらどうかなというのを参考として皆さん方にご案内をしておきたいなと思ってます。

委員 ちょっとピントがずれてるかもしれないんですけど、今半年以上、ほとんど暑い夏になってます。来年からまた涼しくなるとも決まってるけど、だんだん暑くなる一方なのに、テレビでもできるだけ外に行かないで中の涼しいところで過ごしましょうっていうふうに日本中言っておられるのにもかかわらず、推進委員さんも農業委員さんも見てのとおりと言っては申し訳ないんですけど、皆高齢になってきてるのに、それなのに人数を減らして倍の量のところを見に回ってくださっていうのは、すごく苛酷なことを言ってるんじゃないかなって、命のことを考えると。と思って聞いておりました。

議長 ありがとうございます。

この件、時間を取って皆様のご意見をいただいておりますが、もう一遍、一応議案として出てます中で、通常ですと、採決を取るのにオーケーか、いや、それともやめておこうなのか、その2つなんですけども、もう一つ、継続審議というのは時間を取って、局長がさっき言われましたけども、9月のときまでにもう一度決めたい、考えて、それこそもう最終で、人数をなぶる場合は、それで何があろうと、継続審議にした場合は検討委員会の人数を再度そのときの方に来ていただいて、もう一度話をすると。それも場合によったら、こちらから違う方も入れてという形も取らせてもらうかもしれません。そういうのがあった上で継続審議というのも一つかなと思いますんで、それでもって、ずっとこれをやってますと、あしたの朝になっても、いろんな思いがありますから、決まらないと思いますので。

まず、継続審議を入れた3つで決を採らせていただきます。よろしいでしょうか。

継続審議にするかしないか。いかがですか。

委員 ごめんなさい、まずこの119号の議案が賛成か反対かを取らざるべきやと思うんです。反対の意見が多かったら、じゃあどうすんのっていうのを後からもまれたらいかがでしょう。賛成の人が多かったら、そのまま議案を通さばったらいいいし、それだけのことですやん。

議長 で、よろしい。

委員 採決すべきですよ。採決がうまいこといかんかったら、継続審議でもう一回検討委員会にフィードバックしたらいい。その上の検討委員会のメンバーを誰にするか、もう一回濱田さんが入ってる検討委員会かな。検討委員会のメンバーを誰にするかというのを考えて。

委員 それは全部替えたほうがええで。

委員 替えて、検討委員会のメンバーをもう一回選出し直さないかんし。

議長 それはその後で考えさせてもらってよろしいですね。

委員 うん。まずは、議案が出てきてんねん。その前に何回もやってる。これ、格好つけるために採決せないかん。その採決というのは、ここで反対意見がありゃ、フィードバックやし。そのときに継続して検討委員会にフィードバックしますかっていう、もう一回その二段構えにジャッジしてくれはったらどうですかね、会長。分かりましたですか、言うところ。まずは、これ、議案やから、いろんな意見が出てきたけど、採決しましょ。採決して、いろいろ反対とかが出てきた中で、検討し直さんなんのやったら、検討委員会にフィードバックするかというのをもう一回採決して決めてくださいと。

議長 分かりました。

じゃあ、この議案についてお諮りさせていただきます。

議案第119号 市議会に提出する大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の改正案並びに第26期大津市農業委員会における農地利用最適化推進委員の担当区域について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

賛成多数です。

それでは、賛成多数ということで、議案第119号 市議会に提出する大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の改正案並びに第26期大津市農業委員会における農地利用最適化推進委員の担当区域については、この内容のとおり大津市議会へ提出することに決定いたします。

それでは、続きまして報告案件です。

報告第146号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第147号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第148号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第149号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第150号 農地の転用事実等に関する照会について、について一括して事務局の報告を求めます。

委 員

これから地元で所用がありますので、申し訳ありませんが退席させていただきます。

議 長

はい。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長

ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見並びにご質問はありますか。

委 員

報告の149号、これ、相続のことなんですけど、教えていただきたいんですけど、これ、相続された方っていうのは、全部営農ができる人ばかりなんじゃないでしょうか。

事 務 局

正直、届出でございますので、事後報告に近いものでございます。私がこの土地を相続したので農業委員会に届け出ますということで窓口にお越しになられて、そのときにももちろん農地、頑張ってくださいということは言うんですけども、事後報告に近いものでございますので、それで届出を不受理ということもできないですし、ただ当然ケースとしてよくあるのは、農地転用の届出を出したいといったときに相続登記をされてるにもかかわらず、当事務局に対して3条の3が出されてないということが、ケースとしてかなりありまして、届出書を見たときに、いやいや相続されてますよねということで、必ずそれ、3条の3の届出をしてくださいというご案内をするケースもありまして、相続された農地を農地として使ってくださいねというのは、届出を出されるときに言わせていただいているケースもございます。

委員 3条が、営農計画やら出してっていうことになってますよね。これが例えば、営農をしたことがないという人も相続される場合があって、農業委員として遊休農地を見に回って、これ、何とかしてくださいよって言うのに、この相続でほったらかしにされて、草やら木になっているようなところっていうのがあるので、こっち側では草を刈ってくださいと言うてやってんのに、こっち側はほったらかしっていうところがあちこちに見られ、そういう対策か何か、方法はないのかなというふうにちょっと思っただけで、対応策、毎回田んぼに行くと思うんですけども、何かありましたらお願いします。

委員 これ、僕、前にも聞いた話やな。これ、結局法務局のシステムと農業委員会のシステムがすぐにリアルに関連性があらへんから、この3条報告をしてもらってんねんな。本来ならば、法務局とリンクを張ってて、農業委員会のシステムと報告が、こうやって紙ベースでもらわんでもよかったら、この報告はなかったよな。ほんで、ただ今のは、私は市街化区域やけど、我々が知らんうちに、この報告が上がってきてるわけやな。ほんで、実際はもう遊休農地になってる。ただ、それは話し合う方法、事務局がここへ提出したときに、本人さんから持ってきて、本人さんに対して遊休農地にしないでくださいよっていう通告ができたらええけど、それはできへんわけかな。

事務局 郵送対応でもこの届出は認めておりますので、必ずしも窓口にお越しになられて対応する方ばかりではないです。支所経由で逡送で届いたりとか、遠方にお住まいで郵便で届いたり、連絡なく急に書類だけが届くような場合がありますし、ただ直接窓口でお話しする機会があれば、当然相続された限りは営農してくださいよと、もし厳しいというような話があった場合は、誰か見つけられた場合は農地法の3条に基づく売買など手続が必要だとか案内はしてるんですけども、徹底できてるかと言われると、郵送対応の分などもあるので、正直100%とは言い切れないような状況でございます。

委員 ただ、本人がもらいとうない土地でも相続やからもろうてるケースがあるから。もうしゃあない。農機具も何も持ってへん。ただ相続でその権利を持って、有してるから、3条、ここへ上がってるケースがあるわけ。ただ、こちらは市街化区域の土地やから、再三にわたって遊休農地になってるところももう一回耕作してって言わんでも、不動産屋に行って何とか解決してくれると、解決策があるんやけども。これが、ほんで、調整区域やったら、本当に農業委員さん、大変やと思うけども、ただ事務局がこれをコントロールできへんかな。僕も昔これを聞いたんや。何でこんなん、僕が知らんうちにこんな申請が上がってんのって言うたら、本来は法務局に届出して、法務局のシステムが、農業委員会にそのデータが来てたら、こんなペーパーで報告せんでええと言うたんや。それが相続登記しましたというデータが法務局と農業委員会とでリンクしてないから、紙ベースでやってるんよな。

事務局 補足にはなるんですけども、この農地法の第3条の3の届出というのは、原則していただかないといけないんです。それで、もし届出をしなかった場合は10万円以下の過料という、ですんで、原則はしっかりやっていただきます。ただ、ご存じなかったりとか、失念されていたりということで、忘れてしまって1年たってしまうと、毎年こちらが管理してる台帳を、固定突合とか住基突合で年に1回最新の状態に戻すタイミングがありますので、そのときに法務局のほうから所有者が代わってるということが、回り回って、当事務局のほうでも把握をすることができる。だから、本来的にはその方たちはみんな3条の3の届出をしなければいけなかったんですけども、今申し上げたような諸事情で、悪意があるなしは関わらず、できていなかったのも、1年に1回の更新のときに代わっておられるというようなことが多々あります。ただ、3条の3は出していただくべきものというようなご説明は当事務局のほうからはしております。

委員 増えてきてるからね。

委員 それはもらいたくなくても相続でもらってる土地があったら、もうしゃあないねん。農機具も何も持ってない。ただ、地元にもいてない。それをほんで耕作せえと農業委員が言っても、不在地主やからどうしようもないようなところが、この間も2件解決してきたけど、事務局職員と一緒に、もう草木が生えてしもうて、何年も放ってあるところ。これを事務局に促すように言うてくれって僕も言いたいけど、なかなかできへん。相続で入ってくるから。

委員 周りから草を刈るように指導せえとかと言うてきた場合、農業委員会が動かなあかんから、それがちょっとでも少なくなればと思いました。

委員 このときに事務局でコントロールできたらええけど、できへんのよな。

事務局 最近ではないんですけど、お悔やみ相談窓口というのが戸籍住民課のブースでできまして、何かといいますと、亡くなられた方のご遺族の方が予約をされて、そこのブースに来られるんですけども、故人の方が生前手続されていたことで、もし亡くなられたことによっていろいろと手続が発生する場合に、必要な課が遺族の方に説明をするタイミングがありまして、そういうときに、もし農地を持っておられた方が亡くなられた場合は、ご遺族の方とお出合いする機会がそのタイミングでありますので、もし相続される方が決まっているにしても、いないにしても、しっかり、相続される以上は近隣に迷惑をかけないように営農もしくは保全管理は徹底してやってくださいというふうに事務局のほうから、そのブースに行ったときに遺族の方に対して言わせていただくことは可能と思いますので、それが回り回って、先ほどのよう

な、遊休農地の抑止につながっていくのではないかなというふうに、今お話を伺って思った次第でございます。今後は、そういう形でお悔やみの相談で対応する場合は、指導のほうを徹底していこうと思っております。

以上でございます。

委 員 何年か前に、国庫に返すことができるっていうので、でも手数料が10年間の手数料を払わないと国に返すことができないということでしたんですけど、そんなことをしてはる方っていらっしゃいますか。

事 務 局 私も不勉強で、ただ最終的に、皆さんご遺族の方が相続放棄された場合は、宙に浮いてしまうことになりますので、その宙に浮いた土地が最終的に競売に係るのか、そこは不勉強で、最終的に帰属先が国になるかとは思いますが、すいません、ちょっと何とも。

委 員 その件で調べたところ、全国で何件かはあるそうです。ただ、なかなか国も引き取りません。

議 長 ほか、ございませんか。

委 員 報告第148号の7ページですけども、地元の案件なんですけど、このケースは解約理由が双方合意で円満解決してるんですけども、当事者でなかなか合意が得られない場合、例えば農業委員に相談がかかってきた場合、介入できるもんかと、それから昔、永小作権、それが発生した場合は、この件は内容はしっかり分からないんですけども、単なる口約束の場合と、ずっと大昔から、永小作はたしか小作人の保護っていう立場から今も生きてますよね。

事 務 局 法務局の謄本に、たしか永小作というのが載ってきたかと。ただ今回ご覧いただいている148号については、そういう類いのものではなく、戦前からの小作ということで、戦前ということで、貸し人、借り人の方が双方お亡くなりになられてるケースが多くて、貸主はお土地の謄本で相続、相続で今の所有者のほうで判明するんですけども、借りておられるほうについては、見ていただいたら分かるように、相続人の連名で、この解約の合意の通知を出していただいております。

ですので、かなり手続としては煩雑になりますので、もしご相談を受けられた場合は一度事務局のほうにご相談にというふうにご案内いただけると、また適宜対応させていただこうと思っておりますので。

委 員 届出やから、全くこちらのほうにはないんですけど、連絡とかね。もし当事者の一方が相談に乗ってくれて言われた場合は、農業委員としての立場上、どうなんでしょうかね。事務局のほうへ繋いだらよいのかな。

事務局　そうですね、一旦こちらのほうでも事情を把握したいと思いますので。

委員　今回はそういうことはなかったんですかね。

事務局　はい、合意ということで。

委員　ありがとうございました。

議長　ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長　そうしたら、出尽くしたようですので、次の報告第151号　会長職務代理者の順位についてっていうものを説明させていただきます。

先日開催しました役員会で、会長職務代理者の順位は記載のとおりでございます。

1番目が大伴四郎左衛門委員、以下、森繁孝委員、上田雄亮委員、この順番で決定いたしましたことを報告いたします。

この報告をさせていただいたことについてご意見とかご質問はございますか。

(なしの声)

議長　これでほぼほぼ内容は終わったんですが、1点だけ、今日急に役員会の中、事務局には前から、さらっと話をさせてもらってたんですけども、役員会の中に経験の多い方に審議内容によっては事前に入っていただきたいなと思っております。またそのときはご指名させていただいて、役員会に入っていただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

はっきり言って私もあまり、というか全然知識等ございません。役員会の中に審議をする内容、もちろん内容によってでございます。毎回毎回言うわけございませんから。経験の多い方をこちらから考えてお願いをしたいなと考えておるのですが、いかがでございますでしょうか。

(異議なしの声)

議長　そうしたら、させていただくということで、早ければ次回からになるんですけど、よろしく願いしたいと思います。

それでは、最後に全体を通して何かございますか。

(なしの声)

議 長 長い時間ご審議いただき、本当にありがとうございます。
ないようでございますので、司会のほうを返させていただきたいと思いま
す。
拙い進め方でえらい申し訳ございませんでした。これからもどうぞよろし
くお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして第28回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたしま
す。

議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員） 印

委 員（井上 一夫 委員） 印

委 員（小谷 英利 委員） 印